

(別添 2)

令和 8 年度_関東環境局脱炭素官民連携イベントの開催・運営等委託業務の
企画書審査手順

1. 企画書審査委員会による審査

環境省関東環境局内に設置する「令和 8 年度_関東環境局脱炭素官民連携イベントの開催・運営等委託業務に係る企画書審査委員会」(以下、「企画書審査委員会」という。)において、提出された企画書等の内容について、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委員長 関東環境局地域脱炭素創生室長

委員 関東環境局地域脱炭素創生室室長補佐
関東環境局地域脱炭素創生室企画係長

オブザーバー 関東環境局総務課課長補佐

※オブザーバーは、契約候補者選定の審査のみに立ち会うものとする。

※委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課の者を代理として出席させることができる。

2. 企画書等の審査方法

(1) 「令和 8 年度_関東環境局脱炭素官民連携イベントの開催・運営等委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添 3)に基づき、委員毎ごとに採点する。

【採点基準】	5 点満点	1 0 点満点	1 5 点満点	2 0 点満点
・ 秀	5 点	× 2	× 3	× 4
・ 優	4 点			
・ 良	3 点			
・ 準良	2 点			
・ 可	1 点			
・ 不可	0 点			

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。

(別添 2)

- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3. 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を関東環境局長へ報告し、同次長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。